

イギリスにおける国際バカロレア拡大に伴う資格試験制度の質保証に関する研究：資格試験統制局（Ofqual）の機能に着目して

花井， 渉
九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻：博士課程

<https://doi.org/10.15017/7387262>

出版情報：国際教育文化研究. 16, pp.79-89, 2016-09-30. Comparative and International Education, Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



イギリスにおける 国際バカロレア拡大に伴う資格試験制度の質保証に関する研究 －資格試験統制局（Ofqual）の機能に着目して－

花井 渉

はじめに

近年、国境を越えて移動する生徒の増加とともに、それらの生徒に対して提供される教育も多様化・国際化している。それらは、従来の国際教育（international education）のみならず、各国の教育サービスの輸出入、トランスナショナル教育等、国境を越えて移動する生徒を惹き付ける教育やプログラムが世界各国において導入・開発・提供がなされている。

その中で、特に世界共通の国際教育プログラム及び大学入学資格として 1968 年に開発され、現在世界 145 ヶ国の 4,635 校（2016 年 8 月現在）において提供されている資格が国際バカロレア（International Baccalaureate、以下：IB）である。IB は、世界の約 2,000 大学から大学入学資格として認知され、受け入れられており、「世界の一流大学へのパスポート」²とも称され、高く評価されている。

このように、IB は国際教育のスタンダードとして世界規模で拡大し続けており、各国の教育制度にも影響を及ぼしているのであるが、一方で IB が国内の伝統的な資格試験制度にどのような影響を及ぼし、またどのような課題をもたらすのかについては、IB が世界共通の国際教育プログラムとして広く認知されているにもかかわらず、その影響が問われることなく世界各国に拡大し、受け入れられているように見える。

これまでの IB に関する先行研究においても、その開発経緯やカリキュラム内容、評価方法、大学入試における活用等の研究の蓄積は確認できるものの、それが普及・拡大することによる受け入れ国での既存の資格試験制度の質保証に着目した研究は少なく、検討の余地があるといえる。また、近年各国におけるナショナル・カリキュラムにおいても、PISA 型の教育や OECD のキー・コンピテンシー（主要能力）等を反映したカリキュラム内容への改革が進められている。これにより、従来の学力・知識に焦点をあてた評価のみならず、コミュニケーション能力や社会的認識能力等の非認知的能力をも含めた能力認証が求められている。この点に関連して、IB のカリキュラムにおいても、IB の学習者像（Learner's Profile）³と呼ばれる教育目標が設定されており、これらは先述のキー・コンピテンシー等の非認知的能力とも合致した能力を含んでいる⁴。そのため、このような非認知的能力を含む教育プログラムの世界的な拡大とともに、その受け入れ国では、その真価を評価し、公的な認定を与える、国内の資格試験制度の質保証が課題となっていると考える。

そこで、本稿の目的は、IB などのような国際的な教育資格が国内において普及・拡大することで、既存の資格試験制度の質保証をどのように行なうのかについて、近年国内の資格試験制度の質保証の責務を担

う新たな機関として「資格試験統制局」(the Office of Qualifications and Examinations Regulation、以下：Ofqual)を設置したイギリスを事例に、質保証に係る機能、現状と課題について考察することである。

イギリスにおける資格試験制度の歴史的な展開

まず、本稿で着目する国内における IB の普及・拡大に伴う資格試験制度の質保証について考察するうえでの土台となる、イギリスの資格試験制度の特質とこれまでの議論について検討する。

イギリスの資格試験制度は、民間の公益法人であった技芸協会 (Royal Society of Arts, Manufactures and Commerce、以下：RSA) によって、1854 年に初めて行なわれた資格試験を端緒としている⁵。これは、当時 RSA がイギリスの技術水準の向上を図ることを目的として行なった試験である。一方で 1951 年には、18 歳時に取得する GCE A レベル (General Certificate of Education Advanced Level、以下：A レベル) が、後期中等教育修了水準で大学 (高等教育) の入学基礎要件となる「資格」として登場した。この A レベルは、特にグラマー・スクールを中心に提供され、それを取得することが「黄金のスタンダード」(The Golden Standard) であるという考え方が広く浸透していった。同時に、職業資格はアカデミックな資格よりも低位に位置づけられる、いわゆるアカデミック・職業ディバイド (飯田：2010) が進行することとなった。

そこで、民間団体が中心となり、職業資格をアカデミックな資格と同等に認証するための枠組みの設定が提唱され、1996 年 3 月にデアリング卿 (Sir Ron Dearing) による報告書『16 歳～19 歳を対象とした資格の検討 (Review of Qualifications for 16 to 19 Years Old)』(通称『デアリング報告』) の勧告に基づき、国を巻き込むかたちで全国的な資格枠組みが設定された。

しかし、その後「黄金のスタンダード」とされていた A レベルは、「成績インフレ」(grade inflation) が生じていると批判されるようになった。これは、2007 年時点で 4 人に 1 人が A レベル試験において成績評価で「A」をとっており、独立学校にいたっては、その倍近くの割合を示している点から、その結果独立学校全体の約 12% が (1 年目の終わりに試験を行なう) AS レベルを廃止もしくは廃止予定であることが表明されたのである。さらに、独立学校の 5 校に 1 校が A レベルとともに (もしくはその代わりに) IB を提供していることが明らかにされ、イギリス国内において、A レベルの代替資格として IB が徐々に注目を集めることになった。

以上のように、イギリスの資格試験制度は、アカデミックな資格や職業資格等、資格の種類の多さ、アカデミックな資格と職業資格との関係性、A レベルの質の低下への批判や代替資格としての IB への注目等、「資格のジャングル」と呼ばれるほど複雑な制度であり、それを整備・統合するための施策が度々出され、改革が繰り返されてきたことが分かる。

国際バカロレアのローカル化—バカロレア型教育プログラムの拡大—

イギリスの資格試験制度では、これまでアカデミックな資格や職業資格を含め、多種多様な資格の種類が開発・導入され、「資格のジャングル」と呼ばれるほど、複雑な制度を構築してきた。また、IB のように、

国際レベルで開発された資格を提供する学校が国内において増加することで、資格試験制度は、ますます複雑化しているといえる。それに加え、花井（2016）によれば、今日のイギリスでは、2010年の政権交代以降、キャメロン保守・自民党連立政権（当時）による公的セクターへの財政緊縮策の結果、その維持費が非常に高いといわれるIB認定校が減少し、その代わりに既存の資格にIBと類似したコア学習を含むバカロレア型教育モデルのプログラムが次々と開発・導入されている。代表的な資格として、AQAバカロレア、アドバンスト・ウェールズ・バカロレア、スコットランド・バカロレア、シックス・フォーム・バカロレア（SFBacc）、テクニカル・バカロレア（TechBacc）やアドバンスト・バカロレア（ABacc）などがあり、いずれも「バカロレア」の名前を冠していることが分かる。このように、資格の種類は、増減はあるものの、新しい資格が断続的に開発・導入されており、イギリスの資格試験制度をより一層複雑な制度にしているといえる。イギリスの資格試験制度では、「評価の平等」（Parity of esteem）の原則の下、アカデミックな資格や職業資格に関わらず、同じレベルの資格であれば同等の価値をもつ資格と考えられているため、その真価を評価し、公的な認定を与える必要がある。そのため、このように伝統的な資格に加え、国際的な資格や国内資格の変容し続ける中、資格試験制度の質保証は重要な課題であるといえる。

資格の同等性を示す指標としての資格枠組みの設定

イギリスでは、16歳から19歳の教育段階において、法的拘束力をもつ国家基準が存在しておらず、国内において提供される資格の種類が多さや複雑性から、先述のようにしばしば「資格のジャングル」と呼ばれてきた。このように、多様な資格付与団体によって資格が授与される資格試験制度は、義務教育後の教育・訓練の多様性や柔軟性を高める一方で、「断片的で一貫性のないシステム」（fragmented and incoherent system）⁷であると批判されてきた。そこで、1980年代以降、この状況を改善し、資格の整理・統合・調整が行なわれ、標準化された全国資格枠組みが設定されている。それは、1996年の「全国資格枠組み」（National Qualifications Framework: NQF）から始まり、2008年には「資格単位枠組み」（Qualifications and Credit Framework: QCF）へと移行し、その後2015年より「規制資格枠組み」（Regulated Qualifications Framework: RQF）へと再編され、今日に至っている。

2015年10月にOfqualは、これまでのQCFから新たな資格枠組みとして、RQFへの再編を発表した。その背景として、これまでのQCFが導入された2008年以降、5年を経て既に資格の質を維持できなくなっていること、実施に要する厳格な規定が活用を複雑にしていること、また雇用主のニーズに沿った内容の資格が提供できていないこと等を理由があげられている⁸。Ofqualは、2011年より資格付与団体が国内において資格を公的に提供するために満たすべき要件を定めた「承認のための一般遵守事項」（General Conditions of Recognition）を公表し、資格を構成するユニット（単位）の有効性だけでなく、資格全体としての有効性を重視する方向性を示していた。しかし、資格付与団体は、この承認すべき一般遵守事項とQCFに関する規制（Regulatory Arrangements for the Qualifications and Credits Framework）の規定を両方守らなければならないが、両者の間には相反する規定があることにより、混乱を招いていたこと、QCFに関する規定を満たしている資格の中には、資格全体としての有効性を持たない資格があることなど、問題が表面化していた⁹。そこで、資格全体の質を保証することを目的として、現行のRQFへの再編が行なわれている（図1参照）。

RQF は、イギリス国内において提供されるすべての資格に対し、「サイズ」と「レベル」の 2 つの指標によって分類し、その資格の位置づけを明確化することが目的とされている。「サイズ」とは、平均的な生徒がその資格を取得するために要したすべての時間（個別の学習、試験や直接教員から授業を受けた時間（Guided Learning Hours: GLH）を含む）を示す「資格取得に要した全時間」（Total Qualifications Time: TQT）に基づいた指標である。また、「レベル」とは、各資格が対象とする学年等の指標であり、これに関してはこれまでの QCF と同様、エントリー・レベルに始まり、レベル 1-8 までの 9 つのレベルに格付けし、アカデミックな資格や職業資格に関わらず、同じ資格レベルであるものはすべて同等の価値をもつ資格として認証されるようになっている。

図 1 規制資格枠組み (Regulated Qualifications Framework: RQF)

レベル								
8	博士				NVQ レベル 8		Higher Level	
7	修士				NVQ レベル 7			
6	学士				NVQ レベル 6			
5		Foundation Degree				NVQ レベル 5		
4						NVQ レベル 4		
3	GCE A レベル	GCE A2 レベル	応用一般資格 Applied General Qualification	職業技術資格 Tech Level Qualification	NVQ レベル 3	Advanced Level		
		GCE AS レベル						
2	GCSE グレード A・C		技術アワード Technical Award			NVQ レベル 2	Intermediate Level	
1	GCSE グレード D・G					NVQ レベル 1		
エントリー	キー・ステージ 3		Skill for life, Functional Skill 等					
	アカデミックな資格		アカデミック・職業資格 (職業関連資格)	職業資格			徒弟制度	

出典：Ofqual (2015) After the QCF: A New Qualifications Framework からの
情報を基に筆者作成

特に、注目すべき変更点として、これまでの応用/職業資格を、「応用一般資格」(Applied General Qualifications)と「職業技術資格」(Tech Level Qualifications)の2つに分類したことである。この応用一般資格とは、応用分野での学習を通じたさらなる学習を目指す生徒向けの RQF レベル3の資格であり、この資格単独または、他の教育資格と組み合わせることで、高等教育機関への入学が可能となっている¹⁰。これにより、特定の業種におけるスキルを身につけることを目的としている資格(職業技術資格)と幅広い知識とスキルを学ぶ資格が混在することなく、それぞれの生徒や雇用主のニーズに沿った分類が可能となったといえる。

また、これらは欧州資格枠組み(European Qualifications Framework: EQF)における各レベルとも同等であり、比較可能な指標となっている。しかし、この資格枠組みには法的な根拠をもつ強制力はなく、それに含まれる資格の制度上の位置づけや他の国内資格との同等性を明確化するための枠組みである。

このように、イギリスでは資格枠組みを設定することで、国内で提供される資格の種類に関わりなく、同等の価値を認める基準を設定しており、国内において資格を提供することができる資格付与団体に対する公的な認定を行なうことで、資格及び資格試験制度全体の質保証を行なっているといえる。

イギリスの資格試験制度における質保証に向けた施策

2010年11月、キャメロン現保守・自民党連立政権(当時)は、教育白書『教職の重要性』(The Importance of Teaching)を打ち出した。この白書では「カリキュラム、評価、資格」に関して、いくつかの改善策をあげており、そのなかで6つ目の改善策として、イギリスにおける(資格)試験の水準が世界の最も高い水準に見合うよう、その質を保証する責務を、独立機関である資格試験統制局(Ofqual)に与えることを提案している。特に注目すべき点としては、資格試験の質保証の権限を独立機関であるOfqualに与えることを明記した点である。これにより、Ofqualは第三者機関として資格試験制度の質保証の権限を与えられたのである。

このように、国内の資格やIBのように海外から流入する資格を規制し、厳密な審査のもと、その資格を公的に認定する機関として、Ofqualがその責務と権限を委ねられることになった。Ofqualは、無秩序に増加し続ける国内の資格を規制し、認定することで資格の市場(Qualifications Market)の統制や資格試験の質を保証する役割を担っている。

イギリスにおける資格および資格付与団体の統制機関

これまでみてきたように、イギリスにおける資格制度は複雑であり、アカデミックな資格と職業資格が混在しており、資格付与団体も国内外を含め、その数は209団体(2016年8月現在)にものぼる¹¹。この多様な資格の統制・整理、そしてそれらの資格を提供する資格付与団体の認定を担うのがOfqualである。以下、その設置背景について検討する。

イギリスにおける最初の資格の統制機関は、1996年に前述の『デアリング報告』の勧告に従い、NQFに関する統一的な運営機関として設置された、「資格カリキュラム局」(Qualifications and Curriculum

Authority、以下：QCA）であった。

しかし、2007年9月にトニー・ブレア労働党政権下における子ども・学校・家族省（Department for Children, Schools and Families、以下：DCSF）は、QCAが行なっていた資格試験の統制・監督部門を独立させ、資格試験統制局（Ofqual）を設置した¹²。そして、資格・試験の開発部門として「資格カリキュラム開発局」（Qualifications and Curriculum Development Agency、以下：QCDA）を設立することでQCAの機能を分け、その権限を縮小したのである。これに先立ち、DCSFはこのQCAの機能を分けるという議案を議会で通すために、QCAと協働でQCDAとOfqualの機能と役割を明確化し、「徒弟制・技能・子ども・学習法2009」（Apprenticeship Skills, Children and Learning Act 2009、略称：ASCL法）を2009年11月に成立させた。ASCL法第128条によれば、Ofqualの設置目的は、まず（a）資格と評価の水準の維持し、（b）資格の信頼性を高め、（c）資格の普及と理解を促進させ、（d）効果的に資格を提供することとされている。これらの目的のもと、2010年4月にQCDAとOfqualが設立されたのである。

その後、2010年5月に労働党から保守党への政権交代がなされると、DCSFは現在の教育省（Department for Education、以下：DfE）へと改組された。DfEは、資格・試験の運営、開発、規制などの権限を統一すべく、前労働党政権下において分けられ、資格・試験の開発部門を担っていたQCDAを廃止し、その権限をOfqualに集約させることを提案し、それを実行に移した。ただし、資格・試験の開発部門は、Ofqualではなく、DfEの執行機関である「水準試験局」（Standards and Testing Agency：STA）がその業務を担うこととなった¹³。

イギリスの経済学者、アリソン・ウルフ（Alison Wolf）によって2011年3月に出された、『ウルフ・レポート』（Wolf Report）は、教育省に対して職業教育を改善するための27の提言を行ない、その中の提言22は、教育省に対し、ただちにOfqualに各資格付与団体の統制を集中的に行なうよう提言している¹⁴。それに対し、DfEによる『職業資格に関するウルフ・レビュー - 政府の対応 - 』では、Ofqualがすでに資格付与団体を認知する条件を含む、新たな統制枠組みを2011年5月までに構築し、資格付与団体の統制を行なうことを記している。また同年7月以降、各資格付与団体は、この新たな条件を満たすことが、資格を付与し、Ofqualの認定を受ける条件であるとしている。また、ASCL法第153条においても、この「資格統制枠組み」（Qualifications Regulatory Framework）に関して、Ofqualが各資格付与団体とそれらが提供する資格の統制・監督を行なう責任を負うこと、そして「資格統制枠組み」に関する説明責任（accountability）を果たすよう勧告がなされている。

これを受け、Ofqualは2010年に『移行から変容へ - 資格付与団体と資格の戦略的な規制 - 』を出している（Ofqual: 2010）。この文書の中には、設置目的から「資格統制枠組み」および資格付与団体の認知条件の草案（draft）などについて記されている。この「資格統制枠組み」の基本原理とそれが基盤とする前提として、監督している各資格付与団体が、提供する資格の質と水準、またその効果に関する説明責任を果たしていることである。そのために各資格付与団体は、豊富な専門知識や資源を有することが期待されており、何か問題が生じた際に出されるOfqualからの改善命令に迅速に対応することが可能な体制を整える必要がある。「資格統制枠組み」には5つの原理があり、（1）均整、（2）目標設定、（3）説明責任、（4）透明性、（5）一貫性である。Ofqualは、ASCL法に基づき、その権限を最大限に活用し、統制された資格、試験や評価に関する社会的な信頼性の確保を効果的に行なっているのである。

Ofqualによる資格付与の公的な認定を希望する資格付与団体は、いくつかの認定プロセス（recognition process）を経なければならない。Ofqualは、資格の水準、効果、学習者への公平性や社会的な信頼性を保

持するために、この認定プロセスを通じて資格を付与するための能力、供給力、資源や管理体制が整った資格付与団体のみを統制市場に参入することを認めている。これにより、資格の市場には Ofqual による認定を受けた資格付与団体のみが参入でき、資格の利用者の信頼性を確保することができると考えられる。まず、認定を希望する資格付与団体は、Ofqual に規定の申請書を提出することになっている。その後 Ofqual は、認定基準 (recognition criteria)¹⁵ に基づき、厳正な審査を行なう。Ofqual による資格付与団体の認定基準は以下のとおりである；

①資格付与団体は：

- ・正式に設立された団体・機関である
- ・その安定性を保持するための管理・組織体制や態度があり、資格付与機能 (awarding function) の完全性をサポートしている
- ・資格付与機能のための最高レベルの説明責任を果たしている
- ・資格の付与とその他の機能との間の現実的・潜在的なコンフリクトの特定と管理を行なっている

②それが提供しようとする資格の開発、評価、そして質の保証に必要な専門知識を含む資源を有している

③資格の開発、評価と付与のオペレーショナル・アプローチは：

- ・資格と評価の妥当性、信頼性が高く、管理しやすく、安定的かつ多様な学習者のニーズを反映している
- ・比較可能なかたちで資格の水準が維持されている

④質保証へのアプローチが健全であり、体系的に応用され、外部機関による質と水準の比較可能性の保証を受けている

⑤一定の収益を上げられる

⑥効果的な運営と価値あるユニットと資格を提供している

⑦Ofqual が定める認定条件を満たす能力がある

認定を希望する資格付与団体から提出された申請書は、その後 Ofqual の委員会にかけられ、認定基準を満たしているかを判断する意思決定プロセスへと入る。以下がそのプロセスである；

- ① Ofqual による認定基準と認定プロセスに関する情報の提示
- ② 認定を希望する資格付与団体は、認定希望申請書と認定基準を満たしているという根拠を示した文書を添付し、提出する
- ③ Ofqual による、提出された申請書の受理・確認
- ④ Ofqual の査察チーム (review team) による認定資格付与団体候補の幹部への面接
- ⑤ 査察チームは、認定資格付与団体候補が認定基準を満たしていることを示した報告書を作成し、認定委員会 (Recognition Panel) に提出。認定委員会が最終的に認定するか意思決定を行なう
- ⑥ 認定された場合：認定資格付与団体候補には、認定された旨を伝える文書が送られ、「規制資格登録簿」 (Register of Regulated Qualifications) ¹⁶に登録される

認定されなかった場合：認定にいたらなかった点を伝える文書が送られる

このように、Ofqual は厳密な認定プロセスを通じて、資格付与団体を認定し、イギリスにおける資格の

質保証を担う機関をして機能しているといえる。現在、209 の資格付与団体が Ofqual の認定を受けており¹⁷、IB 機構（International Baccalaureate Organisation、以下：IBO）も 2010 年 4 月より Ofqual によって公的な認定を受けている¹⁸。

以上のように、Ofqual による認定を希望する資格付与団体は、その厳正な認定基準を満たし、認定に関わる意思決定プロセスを経て、初めて公的に認められた資格付与団体として活動することができる。また Ofqual は、資格の水準や質、社会的な信頼性、学習者の公平性などを保持する機関として、ASCL 法によって認められた権限を活用し、イギリス国内における資格および資格付与団体、資格市場の統制を担う重要な機関であるといえる。

しかし、現行の資格試験制度の質保証は、2015 年 10 月に資格枠組みが資格単位枠組み（QCF）から規制資格枠組み（RQF）へと再編されたばかりであり、この RQF の下での質保証が今後どのように展開し、大学進学や雇用に対して影響してくるのかは、今後も継続的に注視していく必要がある。特に、応用/職業資格を、応用一般資格と職業技術資格の 2 つに分けたことがどのように制度全体に作用するのかを検討する必要がある。また、現行の資格試験制度の質保証は、主に伝統的な国内資格や IB のような国際的な大学入学資格等といった、「資格」に限定されており、特にアジア諸国からイギリスの大学進学を希望する場合、中等教育修了資格及び大学入学資格を付与しない国が多いため、今後これら資格を持たない国からの学生を受け入れる際の、それらの生徒の高校での学習成果をどのように適切に認証し、公的な認定を与え、より包括的な資格認証制度を確立するのが今後の課題であるといえる。

おわりに

本稿では、国内の資格の変容や IB などのような国際的な教育資格が普及・拡大する今日のイギリスにおける資格試験制度の質保証を担う資格試験統制局（Ofqual）の機能、認定プロセスや課題について検討した。イギリスでは、元来アカデミック・職業ディバイド、黄金のスタンダードとしての A レベルの存在、資格の種類の多さ、統一的な枠組みの欠如等、その資格試験制度は非常に複雑であり、しばしば「資格のジャングル」と呼ばれてきた。また、近年バカロレア型の教育資格が次々と開発・導入されており、資格試験制度をこれまで以上に複雑なものにしている。

そこで、この状況を改善するため、「評価の平等」（Parity of esteem）の原則の下、1996 年に全国資格枠組み（NQF）が設定され、同じレベルの資格であれば、アカデミックな資格、職業資格に関係なく、同等の価値をもつ資格とされるようになった。しかし、その後、この NQF は、2008 年に資格単位枠組み（QCF）へと移行し、2015 年には現行の規制資格枠組み（RQF）へと再編されている。RQF では、特にサイズとレベルによって各資格がどのレベルに位置づいているのかを示している。

また、Ofqual は ASCL 法の下、資格試験制度の質保証の責務を担う機関として、2010 年に設置されている。特に、ウルフ・レポートによる勧告以降、Ofqual は資格だけではなく、その資格を付与する資格付与団体の適正を審査する機関となり、それにより資格付与団体に公的な認定を与え、資格試験制度全体の質保証を行なうことができるようになったといえる。これは、国内の伝統的な資格群の整理という目的にとどまらず、IB のような国際的な資格や海外から流入する資格やその付与団体の適正を審査し、ディグリー・ミルによる不正な資格の流入を防ぐ機能も果たしているといえる。そのため、今後 IB のような国際的

な資格を受け入れる国においては、資格取得による学習成果や成績による認証ではなく、その資格付与団体が付与する資格が、国内において提供される資格としての適正があるのかを審査することで、資格試験制度全体の質保証を行なうことができると考える。

しかし、イギリスにおける資格試験制度は、資格を取得することが前提となっており、Ofqual は資格付与団体を審査している。そのため、特にアジア諸国のように受験型社会からイギリスの大学に進学する場合、大学入学資格をもっていない。そのため、今後このような非資格型社会における学習成果や成績レベルの明確化と適正の審査をどのように行なっていくのかを継続的に検討していくことが今後の課題であるといえる。

参考文献・資料

日本語文献・資料

- 飯田直弘 (2010) 「イギリスの資格制度改革における「アカデミック－職業ディバイド」の実態－「学力」と「地域性」に焦点を当てた事例分析を中心に－」、『比較教育学研究』、東信堂
- 大竹美喜 (2014) 「大学入試改革等と国際バカロレアについて」、教育再生実行会議第十二回会議資料
- 厚生労働省 (2015) 「2015 年海外情勢報告 第 3 章欧州地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向 第 4 節英国」
- 相良憲昭・岩崎久美子編 (2007) 「国際バカロレア－世界が認める卓越した教育プログラム－」、明石書店
- 田口雅子 (2007) 「国際バカロレア－世界トップ教育への切符－」、松柏社
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2016) 「アプレンティスシップ拡充に向け負担金制度など導入」、海外労働情報
- 花井渉 (2012) 「イギリスにおける大学入学制度の課題と改革動向：国際バカロレアの認証による影響に焦点をあてて」『国際教育文化研究』、第 12 号
- 花井渉 (2014) 「イギリスにおける大学入学者選抜制度の多様化・国際化－国際バカロレアの認証に着目して－」、『九州教育学会研究紀要』第 42 巻、pp.149-156
- 花井渉 (2016) 「イギリスにおける国際バカロレア認証に伴う資格試験制度変容に関する研究」、『比較教育学研究』、第 52 号、pp.90-112
- 柳田雅明 (2004) 「イギリスにおける「資格制度」の研究」多賀出版

英語文献・資料

- Dearing, R (1996) *Review of Qualifications for 16 to 19 Years Old*
- Department for Education (2011) *The Wolf report - Review of Vocational Education*, London, Department for Education
- Green, A., (1997) *Education, Globalization and the Nation State*, Palgrave Macmillan
- OECD (2015) *Education at a Glance 2015: OECD indicators*, OECD publishing.
- Office for Standards in Education (Ofsted) (2001) *Curriculum 2000: The first year of implementation*
- Ofqual (2010) *From Transition to Transformation Strategic Regulation of Awarding Organisations and*

Qualifications

Ofqual (2015) *After the QCF: A New Qualifications Framework*

Qualifications and Curriculum Authority (1997) *Qualifications and Curriculum Authority : An Introduction*

Qualifications and Curriculum Development Agency (2011), *Qualifications and Curriculum Development Agency Annual Report and Accounts 2010-11*, London, Statutory Office

The Telegraph (電子版) (2009) “A-levels being turned into ‘sat nav’ qualifications”, 17 June 2009

The Telegraph (電子版) (2010) “Private schools reject ‘easy’ A-levels”, 15 January 2010

¹大竹美喜 (2014) 「大学入試改革等と国際バカロレアについて」、教育再生実行会議第十二回会議資料

²例えば、田口雅子 (2007) 「国際バカロレア-世界トップ教育への切符-」、松柏社、相良憲昭・岩崎久美子編 (2007) 「国際バカロレア-世界が認める卓越した教育プログラム-」、明石書店他、各国の IB 認定校においても “Passport to Top Universities” と呼ばれている。

³ IB の学習者像 (Learner's Profile) とは、「探究する人」、「知識のある人」、「考える人」、「コミュニケーションができる人」、「信念をもつ人」、「心を開く人」、「思いやりのある人」、「挑戦する人」、「バランスのとれた人」、「振り返りができる人」である。

⁴ Sanders, J., Hopkins, A., Gillet, J. (2014) ‘Does the International Baccalaureate Diploma Programme promote 21st century competencies?’, 国際学術フォーラム (IAFOR) 発表資料。

⁵柳田雅明 (2004) 「イギリスにおける「資格制度」の研究」多賀出版、p.48 : 7

⁶ IB 認定校は IB 機構に対し、年間約 10,000 ドル (約 120 万円) の年会費を支払うことで認定校としてのいわばステータスを保持することができる。

⁷ Green, A., (1997) *Education, Globalization and the Nation State*, Palgrave Macmillan, p.52

⁸独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2016) 「アプレンティスシップ拡充に向け負担金制度など導入」、海外労働情報、http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2016/02/uk_01.html (2016 年 8 月 30 日付閲覧)

⁹ 厚生労働省 (2015) 「2015 年海外情勢報告 第 3 章欧州地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向 第 4 節英国」、p.245 (2016 年 8 月 30 日付閲覧)

¹⁰ 上掲、p.246

¹¹ <http://register.ofqual.gov.uk/Organisation/Browse> (2016 年 8 月 27 日付閲覧)

¹² Qualifications and Curriculum Development Agency (2011)、p.3 : 7-10

¹³ <http://www.qcda.gov.uk/news/7788.aspx> (2016 年 8 月 27 日付閲覧)

¹⁴ Department for Education (2011) *The Wolf report - Review of Vocational Education*, London, Department for Education

¹⁵ Ofqual によって、Ofqual (2010) の中で定められた資格付与団体の認定基準

¹⁶ <http://register.ofqual.gov.uk/> (2016 年 8 月 27 日付閲覧)。これまでイギリスにおける認定資格に関する情報を提供していた、全国認定資格データベース (National Database of Accredited Qualifications : NDAQ) は、2010 年 10 月より Ofqual によって認知を受けた資格付与団体やその規制管理下にある資格に関する情報を提供する「統制資格登録簿」(Register of Regulated Qualifications) において提供されることになった

¹⁷ <http://register.ofqual.gov.uk/Organisation> (2016 年 8 月 27 日付閲覧)

¹⁸ <http://register.ofqual.gov.uk/Detail/Index/1159?category=organisations&query=international%20baccalaureate> (2016 年 8 月 27 日付閲覧)

The Expansion of International Baccalaureate and Quality Assurance of the British Qualifications and Examinations System

Focusing on the Function of The Office of Qualifications and Examinations Regulation (Ofqual)

Wataru HANAI

This paper attempts to clarify the method of quality assurance of the qualifications and examinations system, where international qualifications, such as the International Baccalaureate (IB) are increasing. It especially focuses on the system in England, which in recent years have set up a new institution responsible for quality assurance called The Office of Qualifications and Examinations Regulation (Ofqual) and investigates the function, the process for recognising examination body and current issues for its quality assurance.

In England, since the qualification system was established, there have been many issues, such as Academic-Vocational divide, the idea of A Level as the golden standard, the existence of various types of qualifications and the absence of a unified framework, and so it was often known as the 'qualification jungle'. Also, in recent years, qualifications that includes some aspects of Baccalaureate type programmes have been developed and as a result making the qualifications and examinations system more complex than ever.

To solve this issue, under the basis of Parity of esteem, the National Qualifications Framework (NQF) was established in 1996, which allocated qualifications, academic and vocational, under a unified framework and recognised as a same level and value of qualification. This qualifications framework was then changed to Qualifications and Credit Framework (QCF) in 2008 and in 2015, changed again to the current Regulated Qualifications Framework (RQF). This RQF now shows the level of each qualification by setting a measure of 'size' and 'level'.

Also, under the Apprenticeship Skills, Children and Learning Act 2009, Ofqual gained responsibility for the quality assurance of the qualifications and examinations system and was established in 2010. Especially, after the Wolf report, Ofqual gained responsibility for not just screening qualifications itself but also the examinations body that confer qualifications. By screening the examinations body, Ofqual can give official recognition and so they can confer qualification in the British system and can exclude fraud qualifications.

But, the current qualifications and examinations system in England assumes that students entering the system would have some sort of qualifications. Also Ofqual is screening examinations body that confers qualifications. So students trying to enter the British system from for example Asian countries who do not hold qualifications for entering universities, it is difficult to examine the level of attainment of these students. It is important for the current qualifications and examinations system for recognising the learning outcomes of students from a non-qualifications society and accepts these students under a valid recognition standard.